

議案第 27 号 守口市自転車の安全利用の促進に関する条例の

一部を改正する条例案

ご報告申し上げます。

本案は、道路交通法の一部を改正する法律が公布され、本年 4 月 1 日から全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、近年、全国的に自転車乗車時の事故が社会問題となっており、死亡事故の約 6 割が頭部の損傷によるものであることから、ヘルメットを着用することによる事故発生時の被害軽減効果を市民に周知する際には分かりやすく示しながら、正しい選び方や着用方法なども含め、自転車乗車時のヘルメット着用による安全性について、警察等関係機関と連携し、きめ細かな普及・啓発に取り組まれないとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。